

第3回智頭町議会定例会会議録

令和3年9月8日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 81号 令和2年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第 82号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 83号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 84号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 85号 令和2年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 86号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 87号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第 88号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 89号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13. 議案第 90号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第 91号 令和2年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第 92号 令和2年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第 93号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第17. 議案第 94号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号)

- 第18. 議案第 95号 智頭町印鑑条例の一部改正について
- 第19. 議案第 96号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第20. 議案第 97号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第21. 議案第 98号 公の施設における指定管理者の指定について
- 第22. 議案第 99号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第23. 議案第101号 字の区域の変更について
- 第24. 議案第100号 工事請負契約の締結について 【先議】
- 第25. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 81号 令和2年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第 82号 令和2年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 83号 令和2年度智頭町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 84号 令和2年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 85号 令和2年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 86号 令和2年度智頭町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第 87号 令和2年度智頭町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第 88号 令和2年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12. 議案第 89号 令和2年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

- 第13. 議案第 90号 令和2年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14. 議案第 91号 令和2年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第 92号 令和2年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第 93号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第4号）
- 第17. 議案第 94号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第18. 議案第 95号 智頭町印鑑条例の一部改正について
- 第19. 議案第 96号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第20. 議案第 97号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第21. 議案第 98号 公の施設における指定管理者の指定について
- 第22. 議案第 99号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第23. 議案第101号 字の区域の変更について
- 第24. 議案第100号 工事請負契約の締結について 【先議】
- 第25. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

1番 仲井 莖	2番 西尾 寿樹
3番 岡田 光弘	4番 藤田 浩祐
5番 宮本 行雄	6番 田中 賢
7番 谷口 翔馬	8番 波多 恵理子
9番 安道 泰治	10番 大河原 昭洋
11番 河村 仁志	12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町 長	金 兒 英 夫
副 町 長	矢 部 整
教 育 長	長 石 彰 祐

病院事業管理者	葉狩一樹
総務課長	國岡厚志
企画課長	酒本和昌
税務住民課長	矢部久美子
教育課長	竹内学
地域整備課長	迎山恵一
山村再生課長	山本進
地籍調査課長	原田誠之
福祉課長	小谷いづ美
会計課長	江口礼子
税務住民課参事兼水道課長	藤森啓次
病院事務部長	福安教男
代表監査委員	小林新

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事務局長	柴田睦子
書記	松田絵理
書記	寺谷圭祐

開会 午前10時30分

開会 あいさつ

○議長（谷口雅人） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和3年第3回智頭町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、3番、岡田光弘議員、4番、藤田浩祐議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの10日間としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの10日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和3年6月分から8月分までの例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果についての智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、委員会調査報告書が提出されておりますのでご報告いたします。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、智頭町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度健全化判断比率について、また、及び令和2年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、9月1日付をもって、町長、教育長並びに代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静につきましては、お手元に配付しておりま

すので後ほどご覧いただき、議会活動、また、議員活動に資していただければと思っております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第81号から日程第23．議案第101号まで 21案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第81号 令和2年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第23、議案第101号 字の区域の変更についてまでの21議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、第3回定例町議会を召集しましたところ、議員各位にはご多忙のところご参集いただき、誠にありがとうございます。本定例会に提案しました議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

まず、議案第81号から議案第92号までは、令和2年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案につきましては、去る8月2日から8月11日までの間、町監査委員による審査を受けましたので、その意見を添えて本議会の認定に付するものです。

次に、議案第93号及び議案第94号は、補正予算についてであります。

まず、議案第93号 令和3年度智頭町一般会計補正予算（第4号）について、主なものを説明します。

総務費の公共施設管理事業では、旧土師小学校の消火栓用ポンプ及び手洗い場水道修繕に要する経費を措置しています。まちづくり推進費のまちづくり事務費では、東部4町が合同で開催する婚活イベントに係る経費を措置しています。行政情報システム推進費では、新型コロナウイルス感染症対策として、電子決裁システム導入に係る文書管理システム・グループウェア及び庶務システム構築に要する経費を措置しています。

また、水力発電周辺地域整備事業では、事業確定に伴う予算の組替えを、移住定住促進事業では、定住促進賃貸住宅退去に伴う修繕料などの増額を、それぞれ措置しています。

空き校舎等利活用推進事業では、富沢コミュニティーセンター指定管理委託料のほか、旧山形小学校トイレ改修に伴う空き校舎等利活用実践事業費補助金の増額を、それぞれ措置しています。

交通政策費のコミュニティーバス運行事業では、すぎっ子バス緊急修繕に要する経費を措置しています。

諸費の諸税等還付金では、過年度分の事業費精算に伴う国県支出金返還金の増額を措置しています。

民生費の障害者福祉費では、障害者給付費などの増額を、老人福祉費では、介護保険特別会計への繰出金の増額を措置しています。

また、老人福祉センター管理事業では、ひまわり会館の高圧受電設備の緊急修繕に要する経費を措置しています。母子父子生活支援事業では、母子生活支援施設入所費の見直しによる増額を、災害救助費では災害遺児手当金の増額を、生活保護総務費では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が新設されたことに伴う経費を、それぞれ措置しています。

子育て支援推進費の森のようちえん事業費では、入園者の増加に伴い施設等利用給付費の増額を措置しています。

農林水産事業費の林業費では、7月及び8月の度重なる大雨により被災した林道の修繕に要する経費を、林業振興費の森づくり作業道整備事業でも、同様に被災した作業道の災害復旧支援に要する経費を、それぞれ措置しています。林業事業体等支援事業では、智頭町森林組合の高性能林業機械の導入支援に要する経費を措置しています。

土木費の道路維持費では、大雨で被災した町道の修繕に要する経費を措置しています。

消防費の防災費では、防災行政無線修繕に要する経費及び戸別受信機取付け等手数料の増額を措置しています。

教育費の事務局費では、スクールソーシャルワーカーの通勤手当を措置しています。社会教育総務費の町成人式費では、参加者のPCR検査に要する経費を、文化財整備活用費の歴史の道整備活用推進事業では、工事箇所支障木の撤去に伴い工事請負費及び立木補償費の増額を、石谷家保存活用整備事業では、歴史パネル作成に伴い事業費の組替えを、それぞれ措置しています。

中学校費の教育振興費では、新型コロナウイルス感染症対策として、バス追加

に伴う修学旅行補助金及び生徒派遣費の増額を措置しています。

災害復旧費の林道施設災害復旧費では、7月の大雨により被災した林道沖ノ山線の復旧に要する経費を措置しています。

その他、年度後半の時間外勤務手当所要額を措置しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、8,263万4,000円の増額であり、補正後の予算額は、69億7,811万4,000円となります。

議案第94号 智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、時間外勤務手当の増額のほか、過年度分事業費精算に伴う国県支出金等還付金の増額を措置しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第95号 智頭町印鑑条例の一部改正については、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書のコンビニエンスストア等における交付サービスの開始に伴い、多機能端末機で交付申請が行えるよう改正を行うものです。

議案第96号 智頭町手数料徴収条例の一部改正については、法改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するとともに、コンビニエンスストア等における証明書の交付サービスの導入に伴う手数料を新設するため、改正を行うものです。

次に、人事案件です。

議案第97号 智頭町教育委員会委員の任命については、現委員、安住順一氏の任期が令和3年9月30日で満了となり、引き続き、同氏を選任したいので本議会の同意を求めるものです。

次に、その他案件について説明します。

議案第98号 公の施設における指定管理者の指定については、富沢コミュニティーセンターの指定管理者について、富沢地区振興協議会を指定することについて、本議会の議決を求めるものです。

議案第99号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定については、旧法の期限切れに伴い、新たに「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されたことに伴い、策定する計画について本議会の議決を求めるものです。

議案第100号 工事請負契約の締結については、旧那岐小学校改修工事の工事請負契約について、本議会の議決を求めるものです。

議案第101号 字の区域の変更については、大字早瀬地内の地籍調査事業実

施に伴い、大字早瀬地内の字の区域を一部変更することについて、本議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました諸議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第81号 令和2年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第92号 令和2年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は、決算審査意見書が提出されております。

この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいまご指名をいただきました代表監査委員の小林でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

今般の審査意見書は、監査委員の任期の関係で、公営企業会計決算審査意見書については、令和3年7月に退任された大藤監査委員と、一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書については、同年7月に就任された岡田監査委員と作成したものでございます。

各意見の説明につきましては、今般から新しく作成した概要版に基づいて行いたいと思います。

それでは、まず最初に令和2年度智頭町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見について報告させていただきます。意見書概要版の1ページをご覧ください。

まず第1、審査の方法。決算の審査は、各会計の決算書及び決算書類が地方自治法その他関係法令に準拠して作成されているか、また、予算の執行状況は、関係法令等に沿って適正かつ効率的に執行されているかに主眼を置き、例月現金出納検査及び定期監査の結果等を参考するとともに、関係職員から説明を聴取し、その適宜について智頭町監査基準に準拠して審査を実施した。また、基金運用状況調書については、計数が正確であるか、基金が適正に運用されているかに重点を置いて審査した。

第2、審査の結果。審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び決算書類は、上に述べた方法により審査した結果、いずれも関係法令等に準拠して作成されて

おり、記載された係数は正確で内容が適正であると認められ、また、予算の執行及びこれに関わる財務会計事務の処理においても、おおむね適正な執行が行われていると認められた。また、基金運用状況調書の計数は正確であり、基金は設置目的に沿って適正に適用されていると認められた。

第3、審査の意見。1、総計決算の状況（1）予算概要。当初予算額は、合計86億2,875万1,000円であった。その後、新型コロナウイルス感染症対策等に必要な補正が数時にわたり行われ、前年度からの繰越額を加えた最終的な予算現額は、当初予算に比べて合計では24億3,453万7,000円、28.2%増の110億6,328万8,000円となっている。予算現額は前年度に比べ、合計では6億5,885万4,000円、6.3%増加している。

2ページをご覧ください。

（2）総決算収支。一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入が105億233万2,000円、歳出が102億865万2,000円で、決算額を前年度と比較すると、歳入で13億5,001万1,000円、14.8%、歳出では13億9,642万5,000円、15.8%、それぞれ増加している。

また、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、合計で2億6,940万3,000円の黒字となっている。この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、529万6,000円の赤字となっているが、単年度収支額に財政調整基金積立額を加算した実質的な単年度収支額は、631万6,000円の黒字となっている。

2、一般会計の状況。歳入の概況。歳入決算額は77億9,081万円で、前年度と比較すると、町税及び繰入金、財政調整基金が減少したものの国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び特定定額給付金事業補助金、町債、地方交付税及び地方消費税等の増加により、12億8,555万9,000円、19.8%増加している。収入済額につきましては、下記のとおりであり省略します。

イ、収入未済額。収入未済額は2,628万7,000円で、前年度と比較すると599万2,000円、29.5%増加している。これは主に固定資産税が642万5,000円、118.1%増加したことによるものである。収入未済額の解消は、財政運営や町民負担の公平性を図り、行政の信頼を高めるという観点からも極めて重要である。引き続き、滞納の未然防止及び初期滞納者への早期

対策を強化し、智頭町債権管理条例及び智頭町債権管理条例施行規則に基づき、より効率的・効果的な債権回収を推進し、収入未済額の縮減に努められたい。

4 ページです。町債。これは、一般会計と特別会計合わせた数字でございます。町債の本年度の一般会計、特別会計の合計残高は118億3,708万3,000円、前年度に比べ349万3,000円の微増となっている。内訳別に見ると、一般会計は発行額9億4,907万1,000円、償還額6億2,964万4,000円で、残高は3億1,942万7,000円、4.1%増の81億8,352万6,000円で、特別会計は発行額6,700万円、償還額3億8,293万4,000円で、残高は3億1,593万4,000円減の36億5,355万7,000円となっている。

一般会計の当年度発行額の内訳は、社会教育施設事業費3億600万円、新図書館建設、まちづくり事業費1億4,240万円、富沢コミュニティーセンター建設、道路橋梁費事業債1億3,960万円、臨時財政対策債1億620万円である。なお、一般会計、特別会計の合計額に病院事業会計及び水道事業会計を含めた全会計の町債残高は147億7,978万2,000円で、前年度に比べ2億1,779万5,000円、1.5%減少している。

町債は、社会資本整備など単年度に多額の財源を必要とする事業において、財政支出の平準化、世代間の負担の公平など機能もあるが、一方でその返済は公債費として財政負担を伴うものであることから、適切に活用する必要がある。今後も社会保障費や公共施設の老朽化対策など、投資的経費の増加が想定されることから、他の財源確保の取組や事業費の精査、平準化、事務事業の効率化などにより、町債発行の総量抑制に努め、将来世代に過度な負担を残さないよう世代間負担の公平性にも留意し、後年度の財政負担に配慮した計画的な町債管理に努められたい。

(2) 歳出の概況。歳出決算額は75億9,094万5,000円で、前年度と比較すると、災害復旧費で減少しているものの総務費、衛生費、商工費、教育費及び公債費が増加しており、歳出全体で13億996万7,000円、20.9%増加している。

5 ページ、支出済額。同じく、明細は下記のとおりでございますので省略します。

イ、不用額。不用額は3億1,501万円であり、前年度と比較すると1億1,

142万6,000円、26.1%減少している。不用額には、予算の経済的、効率的な執行、経営費節減による成果によるもの、予算編成後の予見し難い事情の変更等により生じたものなど、多様な理由がある。多額の不用額は、限られた財源のもとで行う予算編成に影響が生じることになるので、不用額が発生した原因を十分に分析し、より効果的な予算編成と効率的な事務執行に努められたい。また、予算執行の際には、その執行状況を的確に把握し、不用額の発生が見込まれる場合には減額補正を行い、不用額の検収に努め、限られた予算を有効に活用されたい。

3番目、特別会計の決算状況。歳入決算は27億1,152万2,000円、歳出決算額は26億1,770万8,000円で、前年度に比べ、歳入決算額は6,445万2,000円、2.4%、歳出決算額は8,645万8,000円、3.4%、それぞれ増加している。実質収支は9,381万4,000円の黒字であるが、前年度に比べ2,200万6,000円、19.0%減少している。なお、単年度収支額は前年度に比べ2,048万6,000円減の2,200万6,000円の赤字となっている。

これは主に、介護保険事業の基金積立金5,008万円によるものであり、実質的には黒字である。公営企業法非適用企業である簡易水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水特別会計については、令和5年度までに公営企業会計への移行が必要であることから、当年度は公営企業会計法適用移行業務委託料、合計742万5,000円が発生している。令和3年度から4年度までに移行業務委託料、合計3,382万5,000円発生見込みとなっている。

続きまして6ページです。歳入の概況。収入済額は前年度に比べ、6,445万2,000円、2.4%増加している。不納欠損額は327万6,000円で、前年度に比べ47万3,000円、16.9%増加している。収入未済額は9,478万2,000円で、前年度に比べ1,053万2,000円、10.0%減少している。これは主に、住宅新築資金等貸付事業が703万7,000円、13.2%減少したことによるものである。介護保険事業の収入未済額のうち、介護報酬返還金は177万8,000円の破産配当があり、2,411万4,000円となっている。令和3年度において、全額不納欠損処理見込みである。

歳出の概況。支出済額は前年度に比べ8,645万8,000円、3.4%増加している。翌年度繰越額は242万円で、前年度に比べ皆増となっている。不

用額は1億3,149万9,000円で、前年度に比べ4,122万4,000円減少している。

7ページをご覧ください。普通会計の財政構造。経常収支比率について。財政構造の弾力性を判断する、当年度の経常収支比率の算式の分母となる経常経費充当一般財源は36億11万7,000円で、分母となる経常一般財源は38億1,720万6,000円となる。この結果、経常収支比率は94.3%で、前年度に比べ3.3ポイント低下している。前年度の数字については、総務課から連絡がありまして97.1%に修正しておるということですので、前年度に比べて、それでいきますと2.8ポイントの低下となります。

しかし、依然として高い水準で推移しており、財政構造は硬直した状況にあると考えられる。改善した要因は、算式となる経常経費充当一般財源の増加率3.0%を、分母となる経常一般財源の増加率6.6%が上回ったことによるものである。分母の増加要因は、地方交付税が1億9,117万2,000円、7.4%増加したことによるものである。分子の増加要因は人件費が1億3,544万4,000円、2.1%、公債費が6,228万円、0.6%、それぞれ増加したことによるものである。

今後も、人件費や物件費等の経常的経費の抑制に向けて、行財政改革を推進することはもとより、緊急性や必要性を十分に見極め、限られた財源の効率的な執行に努められたい。今後、新たな行政需要が見込める中、町税等の収入率の向上、受益者負担の適正化を図り、分母の経常一般財源等の確保、事務事業の徹底した精査と選択によって、分子の経常的経費の抑制に努め、財政の硬直化防止と弾力性確保が求められる。

8ページ、性質別経費について。義務的経費。義務的経費の決算額は23億5,029万9,000円で、前年度に比べ、2億8,526万2,000円、3.8%増加している。これは主に、人件費が2億1,975万円、24.4%、公債費が6,228万円、10.5%、それぞれ増加したことによるものである。

消費的経費。消費的経費の決算額は28億2,889万9,000円で、前年度に比べ、9億4,075万5,000円増加している。これは主に、補助費等が9億904万4,000円増加したことによるものである。物件費は賃金が1億7,041万6,000円皆減したものの、委託料那岐小学校改修事業設計業務、除雪ドーザー購入、小中学校の備品購入等によって増加している。

6番目の決算審査に係る総括意見。今後の収支見込みについて。歳入については人口減少、感染症拡大による経済活動の低迷に伴う町税や地方交付税の減少等が予想されることから、一般財源総額の縮小は避けられない。一方、歳出については、人口減少対策事業費や少子高齢化に伴う社会保障関係の増加、また、公債費の増加及び本町施設の老朽化に対応する、アセットマネジメントの取組を含む投資的経費の増加が見込まれるなど、一層厳しい財政状況が予想され、財政硬直化の傾向は引き続き伺える。

また、近年頻発する大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症のような不備の事態に対応するため、財源の確保は不可欠と考えられる。このような状況にあって、歳入に当たっては、従来の国や県税などの依存財源の確保と町税等の自主財源の確保、収入率向上策による収入未済額のさらなる縮減に加えて、新たな財源の涵養にも努める一方、歳入規模に見合った歳出構造を堅持していくため、歳出に当たっては施策事業の見直し、改廃の検討等による限られた財源の効率的・効果的な経費支出を図ることが重要である。今後においても社会情勢の変化、町民の多様なニーズを的確に捉え、かつ、一般会計特別会計及び公営企業会計を連結した財政健全化への取組を積極的に推進し、持続可能な財政運営に努められたい。

7番目、基金の運営状況。令和2年度における智頭町土地開発基金の運用状況は次のとおりである。令和2年度は、基金における土地の取得及び処分はなかったため、土地の増減はなかった。現金の増加としては、基金利子1,700円である。

以上で、一般会計及び特別会計の歳入決算及び基金の状況の審査意見については終わらせていただきます。

続きまして、令和2年度智頭町公営企業会計決算審査について報告させていただきます。意見書概要版の1ページをご覧ください。

審査の方法。決算審査に当たっては、審査に付された各事業会計の決算書並びに事業報告書及び政令で定めるその他の書類が、地方公営企業法及びその他関係法令等の諸規定に準拠して作成されているか、決算諸表の係数は正確であるか、予算執行状況、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示されているか、事業の経営が企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である、公共の福祉を増進するよう行われているかを検証するため、会計諸帳簿等書類との照合を行っ

たほか、関係職員から説明・聴取を行う等、一般に公正妥当と認める審査手続により実施した。さらに、事業の経営内容の動向推移及び財政状況の健全性を把握するために、計数の分析を行い、さらに過去の年度と比較することにより、その状況を明らかにし、審査の参考とした。

第2、審査の結果。智頭町監査基準に準拠し、第1に掲げる事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された各事業会計の決算諸表は、いずれも地方公営企業法及び関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ計数も正確で会計諸帳簿や証拠書類と合致しており、当年度の予算執行状況、経営成績及び当年度末現在の財政状態が適切に表示され、おおむね適正であると認められた。なお、各事業の業務状況、予算の執行状況、経営成績、財政状況に対する意見は以下のとおりである。

第3、審査の意見。(1)水道事業会計。業務の執行状況について。給水業務を前年度と比べると、区域内給水人口は2,336人で101人、給水コストが986戸で10戸、それぞれ減少している。行政区域内人口に対する上水道普及率は35.1%で、0.5ポイント低下している。

水需要については、前年度に比べ、年間総配水量が2万3,485立米、6.7%、年間総有収水量は1万1,630立米、4.5%、それぞれ増加しており、この結果、有収率は71.8%となり、前年度に比べ、1.5ポイント低下している。

水道事業において、有収率は経営効率を図る上で重要な指標であることから、今後も引き続き、職員及び専門業者による漏水や、メーター不感等の効率的な漏水調査業務等を積極的に実施されたい。また、漏水は収益低下のみならず、断水や道路陥没、浸水等、重大な事故にもつながり、さらに管内劣化は水質悪化や給水能力低下の原因となることから、対症療法的対策として漏水箇所の早期発見や老朽管の修繕対応などを強化するとともに、予防的対策として老朽配水管の更新などを計画的に実施され、さらなる有収率の向上に努められたい。

2ページです。経営成績について。経営成績は、485万1,000円の純利益で、前年度に比べ622万4,000円、56.2%減少している。損益の状況を発生源別に分類すると、経営の根幹をなす営業損益では1,193万8,000円の営業損失で、前年度に比べ、損失額が758万5,000円、174.3%、損失額が増加している。経常損益では、営業外収益の長期前受金戻入が営

業損失分を吸収しており、営業損失から485万1,000円の経常利益に転換している。

以上のように、令和2年度の水道事業の経営状況については、前年度比増収減益となり、当期純利益を485万1,000円計上したといえ、管・施設の老朽化、耐震化対策などのコスト増加、給水人口の減少による給水収益の減少が今後一層進展することが予想され、このように非常に厳しい経営環境であるため、今後は純利益を確保していくためには、公営企業として経営の視点をもっと意識した運営を行う必要がある。

また、水道事業会計では、相応の純利益が確保されているけれども、純利益を分析する場合、職員給与費のうち1名分を本町で負担しており、該当部門費用計上しておらず、純利益が過大計上されている点に留意が必要である。公営企業における純利益は、いわゆる民間企業におけるもうけとしての利益とはその意味合いが決定的に異なるもので、建設改良費、企業債償還の財源すなわち第4条予算の資本的支出の財源に充てるための公共的、社会的必要余剰であり、事業の継続的な経営には必要不可欠な点であることを留意されたい。

3ページ、財政状態について。資産の総額は前年度に比べ、1,743万6,000円減少している。負債の総額は前年度に比べ、2,228万7,000円減少している。この結果、資本の総額は前年度に比べ、480万1,000円増加している。財政状況を示す各指標については、当年度おおむね良好な財政状態であることを示しているものと認める。このうち、自己資本比率は97.5%で依然高水準を維持している。資金状況については、業務活動で生み出した現金を投資活動や有形固定資産の取得に、財務活動で企業債償還の返済に費消し、資金期末残高は1,647万9,000円、6.8%増加していることから、良好な経営状態であるといえる。

4ページ、今後の経営について総括意見。以上のように、本町の水道事業はこれまで比較的良好な経営状況で推移してきた。しかし、水需要は人口減少社会の到来、節水型社会の移行及びライフスタイルの変化などの影響により、年々減少傾向にある。これに伴い、基幹収益である給水収益は長期にわたり減少傾向が続いており、この人口減少傾向に伴う長期的減少トレンドは明確であり、その結果、収益面において今後厳しい状況が想定される。

こうした状況のもとで、全国の他の自治体とも共通の課題である、人口減少に

伴う水需要の減少、配水管及び浄水場等の老朽施設の更新、災害対策としての耐震化の推進、水質管理、危機管理等の様々な問題に直面している。そのため、純利益を将来にわたって確保することが非常に困難な状況であることから、限られた財源の中で、優先順位を決めながら事業運営をいかに効率的・効果的に進め、安定運営のための基盤強化に取り組むかが最大の課題といえる。

令和元年10月1日に施行された水道法の一部改正する法律、改正水道法においては、関係者の責務の明確化として、水道事業者はその事業の基盤強化、適切な資産管理の推進を掲げている。水道事業の経営基盤の強化を図るためにも、改正水道法で求められている適切な資産管理の推進について、重点的に取り組み、水道施設の計画的な更新を行うとともに、より正確な収支見通しを作成した上でその財源を確保できるよう企業努力による経営の効率化を行い、持続可能な水道事業の実現に努めていただきたい。今後も新型コロナウイルスについては感染症拡大の緊急対応、経済状況の変化について、水道事業にどのような影響を与えるか注意しながら、町民のライフラインとして重要な位置づけである、安全で安心して飲める良質な水道水の安定供給と確保の実現に向けて努力されるよう要望する。

続きまして、病院事業会計。業務執行状況について。当年度の業務執行状況を前年度と比べると、年間延べ利用者数は4,031人、4.1%減少している。病床利用率は88.9%で、前年度に比べ、0.1ポイント低下、老人保健施設入所利用率は93.6%で、前年度に比べ、0.6%低下しているものの、いずれも前年度水準をほぼ維持している。患者1人1日当たりの料金収入は、前年度に比べ、675円、5.1%増加している。

5ページです。経営成績について。経営成績は2,846万6,000円、当年度純利益である。しかし、前年度に比べて9,926万4,000円の大幅な減益で減収減益の決算となり、当年度未処分欠損金、累積赤字は0.9%減の29億8,037万5,000円となっている。

損益状況を発生源別に分類すると、損益の事業活動の基盤となる医業損益は、前年度に比べ、6,832万3,000円、36.5%減益となっている。これは主に、医業費用が6,250万7,000円、大幅増となったことによるものである。

6ページです。医業費用の主な増加要因は給与費であり、医業事業収益に占め

る給与費の割合が、会計書類の変更の影響もありましたが82.1%となり、類似病院平均値71.5%と比べ非常に高い水準となっている。

医業外損益は前年度に比べ、7,072万7,000円、25.7%増加している。これは主に、新型コロナウイルス感染症対策補助金、国・県による他会計補助金が7,769万2,000円、25.1%増となったことによるものである。

老人保健施設事業損益は前年度に比べ、1,119万5,000円、262.6%の大幅な増、訪問看護事業損益は120万9,000円の黒字であるけれども、前年度に比べ、137万円の減益となっている。この結果、経常損益は2,846万6,000円の経常利益で、前年度に比べ、1,222万8,000円の増益となっている。

財政状態について。資産の総額は前年度に比べ、8,659万5,000円、1.9%増加。負債の増加は前年度に比べ、1億6,633万4,000円、4.3%減少している。この結果、資本の総額は前年度に比べ、2億5,292万9,000円増加している。長期的な安全性に見る自己資本比率は30.2%で、前年度に比べ、4.6ポイント改善しているけれども、類似病院平均値46.7%と比べ、低水準であることから安全性に留意していく必要がある。

資金状況については、業務活動で生み出した現金の投資活動で、有形固定資産の取得に財務活動で企業債償還の返済に費消し、資金期末残高は1億4,992万円、40.9%増加していることから、良好な経営状態であるといえる。

7ページのエ、病院事業会計の事業の適正な執行について。第4条予算の資本的繰入8,247万1,000円、新型コロナウイルス感染症対策補助金の会計書類について、資本勘定の資本剰余金に計上しており、誤った会計処理が執行されている。そのため、資本剰余金が過大計上となっている。また、貸倒引当金の会計書については、非課税扱いとするところを課税費目として処理している。以上については、令和3年度決算において修正されたい。

8ページ。今後の経営について、総括意見。人口の減少に伴い、患者数は減少傾向にあることから、医業収益の増収が見込めないことから、さらに深刻化する医師及び看護師不足の状況など、厳しい事業経営が見込まれる。さらに地域医療構想実現に向けた医療制度改革、新型コロナウイルス感染症の勢いに医療を取り巻く経営環境は一段と厳しくなると思われる。

国においては、急速な高齢化に伴う医療・介護需要の急増に対応していくため、医療機関間や医療介護間の連携強化を通じ、病院・病床機能の役割を分担を促すことで、より効果的で効率的な医療介護サービスの提供体制を構築させるとしており、これまでの病院完結型の医療から地域全体で支える地域完結型の医療へと、地域包括ケアシステム構築を掲げている。

このような状況にあって、鳥取県が策定した地域医療構想を念頭に置いた智頭病院改革プランが、平成29年3月、平成30年3月に改正、に策定されている。現行プランの計画期間が令和2年に終了していることから、さらなる経営基盤の強化を行い、安定的かつ良質な医療を継続的に提供するため、切れ目なく新たな病院改革プランを策定し、持続可能な地域医療供給体制及び地域包括ケアシステムの構築に向け、公立病院としての役割を果たしていただきたい。

当年度は訪問診療、訪問歯科、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリテーション等と併せて、在宅介護、介護予防の支援体制の充実を行う等、地域包括ケアシステムの推進を図っている。今後は、新智頭病院改革プランに沿って経営の効率化を推し進め、健全で持続可能な病院経営のもと、地域の医療水準の向上と地域医療の充実に貢献されたい。

以上で、公営企業会計の意見を終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の決算審査及び基金運用状況意見の報告を終了させていただきます。最後に、決算審査にご協力いただきました関係職員の皆様に、この場を借りてお礼を申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第81号から議案第92号までの議案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第81号から議案第92号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時22分

○議長(谷口雅人) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりましたのでご報告します。委員長に河村仁志議員、副委員長に安道泰治議員、以上のとおりです。

日程第16、議案第93号 令和3年度智頭町一般会計補正予算(第4号)から、日程第23、議案第101号 字の区域の変更についてまでの8議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第16、議案第93号 令和3年度智頭町一般会計補正予算(第4号)の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長(國岡厚志) それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第93号 令和3年度智頭町一般会計補正予算(第4号)。

歳入歳出の総額に8,263万4,000円を増額し、それぞれ69億7,811万4,000円とするものです。

まず、歳出についてですが、別に配付しております令和3年度9月補正予算概要と、補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

それでは、補正予算書11ページの総務費から説明させていただきます。概要は1ページです。

一般管理費につきましては、退職手当組合特別負担金の増額に伴う職員人件費の調整であり、財産管理費では令和3年7月はじめの大雨により、木材工業団地のり面が崩落した箇所に加え、8月の大雨によりさらに1か所崩落した箇所の追加修繕、公共施設管理事業では、旧土師小学校の消火栓用ポンプ及び手洗い場水道修繕の増額を、それぞれ措置しております。

まちづくり推進費のまちづくり事務費では、東部4町が合同で開催する婚活イベントに係る経費を、水力発電周辺地域整備事業では、事業確定に伴う予算の組替えを、行政情報システム推進費では、新型コロナウイルス感染症対策として電子決済システム導入に係る文書管理システム、グループウェア及び庶務システム構築に要する経費を、移住定住促進事業では、定住促進賃貸住宅退去に伴う修繕料などの増額を措置しています。

地域活性化推進費の空き校舎等利活用推進事業では、富沢コミュニティーセンター指定管理委託料のほか、旧山形小学校トイレ改修に伴う空き校舎等利活用実践事業費補助金の増額を、それぞれ措置しています。

交通政策費のコミュニティーバス運行事業では、すぎっ子バス緊急修繕に要する経費を措置しています。諸費の諸税還付金では、過年度分の事業費清算に伴う国県支出金返還金の増額を措置しています。

次は、民生費であります。12ページの障害者福祉費では、障害者総合支援法に基づく重度障害者支援事業、障害者給付事業の実績見込みに伴う増額を、老人福祉費では、時間外勤務手当及び過年度分事業費清算など、国県支出金等還付金の増額に伴う介護保険特別会計の繰出金の増額を、老人福祉センター管理事業では、ひまわり会館の高圧受電設備の緊急修繕に要する経費の増額を、老人憩の家管理事業では、ひばり荘の電話回線新設に伴う通信運搬費の増額を、それぞれ措置しています。

子育て推進費の森のようちえん事業では、入園者の増加に伴い施設等利用給付費の増額を、母子父子生活支援事業では、母子生活支援施設入所費の見直しによる増額を、児童館費では、久志谷及び本折児童館運営委員会委員報酬の増額を、それぞれ措置しています。

13ページの災害救助費では、災害時手当金の増額を、生活保護費の生活困窮者自立相談支援事業では、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が新設されたことに伴う支援金を、それぞれ措置しています。

次に、農林水産業費であります。農業総務費では時間外勤務手当の増額を、ここから概要は2ページとなります。地籍調査費では時間外勤務手当の増額を、それぞれ措置しております。

林業総務費では時間外勤務手当の増額を、林業振興費の森づくり作業道整備事業では、7月及び8月の度重なる大雨により被災した作業道の災害復旧支援に係る、智頭町森林作業路網災害復旧対策事業補助金の増額を、林業事業体等支援事業では、智頭町森林組合の高性能林業機械の導入支援に要する経費を、造林事業費の町有林造林事業では時間外勤務手当の増額を、13ページから14ページにかけての林道費の林道維持管理事業では、大雨で被災した作業道の災害復旧支援に要する経費を、それぞれ措置しております。

次に、土木費であります。道路維持費の道路維持事業では、大雨で被災した町道の修繕に要する経費を措置しています。

消防費の防災費では、時間外勤務手当、防災行政無線修繕に要する経費及び個別受信機取付け等の手数料の増額を、それぞれ措置しています。

次に、教育費であります。事務局費のスクールソーシャルワーカー活用事業では、スクールソーシャルワーカーの通勤手当を措置しています。中学校費の中学校教育振興事業では、新型コロナウイルス感染症対策として、バス追加に伴う修学旅行補助金及び生徒派遣費の増額を措置しております。

15ページの社会教育費の町成人式費では、参加者のPCR検査に要する経費を、歴史の道整備活用推進事業では、工事箇所支障木の撤去に伴い工事費及び立木補償費の増額を、石谷家保存活用整備事業では、歴史パネル作成に伴い事業費の組替えを、それぞれ措置しています。

次に、災害復旧費であります。林道施設災害復旧費の林道施設災害復旧費では、7月の大雨により被災した林道沖ノ山線の復旧に要する経費を措置しています。

以上、合計8,263万4,000円の増額補正となっております。

収入につきましては、予算書2ページのとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ほかの国庫補助金、県補助金など、国県支出金のほか、基金繰入、繰越金、雑入及び町債をもって措置しております。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出並びに地方債補正の2区分に分けて行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 質疑なしと認めます。

次に、歳出から地方債の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番(大河原昭洋) 本冊の12ページです。老人福祉センター管理費、修繕料ということで、ひまわり会館の高圧受電設備が緊急修繕だというふうなお話を聞かせていただきました。これの内容を少し詳しくお願いします。

○議長(谷口雅人) 小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) 高圧受電設備の修繕ということで、現在のところ点検によりまして指摘されたというふうなことで、現在のところは何とか通常にやっているんですけども、いつ、受電できなくなるか分からない状況だというふうなことのご指摘を受けていることから、緊急修繕ということで今回計上させていただきました。

以上です。

○議長(谷口雅人) 10番、大河原議員。

○10番(大河原昭洋) 定期的な点検で発見された部分ということで、例えば老朽化とか、そういうことが考えられるということなんでしょうか。

○議長(谷口雅人) 小谷福祉課長。

○福祉課長(小谷いず美) はい、そのとおりでございます。

○議長(谷口雅人) ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番(河村仁志) 本冊の11ページのシステム構築委託料なんですが、概

要のほうで委託料の増額ということで、すごい金額が上がっているんですが、これは随契でもともと何か漏れがあったとか、そういったことでしょうか。内容をちょっと教えていただけませんか。

○議長（谷口雅人） 國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） これにつきましては、現在使っておりますシステムを電子決済をできるように構築をするものでございまして、新たにシステムを導入しますとかなり経費がかかるものから、現在のシステムをバージョンアップするような形で予定をしております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の13ページです。林業振興費。これの智頭町林業成長産業化地域創出モデル事業補助金ということで、説明では森林組合さんのほうに高性能林業機械の導入ということで説明がありました。これは、新規でどのような機械なのかというのを、ちょっと説明いただけますか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） この事業は国の事業を活用したものであります。今年度になってから追加の要望調査がありまして、森林組合の要望が採択されたということであります。どういう機械を入れるかということですが、素材生産性の向上ということを主眼に、主に山土場での集材であるとか、仕分に使うグラップル、ウィンチ付のグラップルを導入するということであります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） ちょっと聞き取れない部分とかがあって、もう一度再度確認させていただきましても、これは新規でいわゆる現場での作業効率を上げるために導入されるという、そういうことで意味合いでよろしいですか。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） すみません、ちょっと聞き取りにくかったようであります。これは新規です。今年度になってから国のほうから追加の要望調査がありまして、森林組合の要望が採択されたということで新規でございまして。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 15ページです。災害復旧費の林道施設災害復旧費の部分で、林道沖ノ山線の復旧というご説明でした。これの被災状況をちょっともう少し教えていただけますでしょうか。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 災害復旧に関してですけれども、林道沖ノ山線です。被害状況としましては、路肩の崩落ということで、恐らく水の勢いが増して川の流れが路肩にぶつかって崩落をしたものだと思います。現時点では応急処置を施しまして、これ以上当たらないように対応をしておるところです。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 路肩が崩落して応急処置されているということですが、その被災規模は例えば何百メートルとか、そういうのもあるかと思うんです、何十メートルとか。その程度あたりは把握しておられる範囲で教えていただけますか。

○議長（谷口雅人） 迎山地域整備課長。

○地域整備課長（迎山恵一） 高さ的には川床から2メートル程度の高さで、延長が十数メートル、ちょっと多めに見て十数メートルです。実際は12、3メートルだと記憶しております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 本冊の12ページ、子育て支援推進費、森のようちえん事業の部分で、入園者の増加に伴い措置していますということですが、何名ぐらいの方が増えられたか分かりますか。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 当初8名から11名、3名増です。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

3番、岡田議員。

○3番（岡田光弘） 11ページですが、交通政策費の中に修繕料が300万円余り計上してあります。これの内容は、すぎっ子バスの修繕料ということでございますが、現在自助交通のほうも計画してありまして、長年の使用によって老朽化による故障等の修繕かと思われれますが、この修繕というのは故障が発生して始めて修繕ということが出てくると思いますけれども、今後の見通しと、それから自

助交通の導入ということを鑑みて、なかなか悩ましい問題だとは思いますが、現状と再起の見込み等分かりましたらお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） このたびのすぎっ子バスの修繕につきましては、シャシーフレームという一番重要なタイヤとタイヤをつなげる部分ですけども、これが塩害といいますか、錆が激しいということで、共助交通を目指しているわけですけども、実現するにはもう1年以上かかるものですから、安全性を担保するというので、このたび予算を要求させていただいているところでございます。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、地方債補正も含め、再度一般会計全般にわたって質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第94号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 議案第94号 令和3年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

補正予算書21ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,650万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億552万1,000円とするものです。

歳出につきましては、28ページをご覧ください。提案理由でも説明のあったとおり、地域包括支援センターの職員の時間外のほか、過年度分事業費清算に伴う国県支出金還付金の増額を措置しています。

財源につきましては、26ページをご覧ください。国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金で調整しております。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、河村議員。

○11番（河村仁志） 包括支援センターの人件費の増額ということですが、もう少し細かく説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 小谷福祉課長。

○福祉課長（小谷いず美） 地域包括支援センターの職員の時間外手当のほうで、実績でもう足りなくなってくるというふうなことで、実績に伴う補正を計上させていただきました。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第95号 智頭町印鑑条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 議案書13ページからご覧ください。議案説明資料の概要は1ページです。

議案第95号 智頭町印鑑条例の一部改正について。

これは、個人番号カードを用いた多機能端末機による、印鑑登録証明書の交付申請を可能とするよう一部改正を行うことについて、地方自治法第96条1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第96号 智頭町手数料徴収条例の一部改正についての補足説明を求めます。

矢部税務住民課長。

○税務住民課長（矢部久美子） 議案書15ページからご覧ください。説明資料の概要は1ページです。

議案第96号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するとともに、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスの導入に伴う手数料を新設するため、一部改正を行うことについて、地方自治法第96条1項の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第97号 智頭町教育委員会委員の任命についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書18ページをご覧ください。

議案第97号 智頭町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

令和3年9月30日で任期満了となります、八頭郡智頭町大字奥本443番地、安住順一、昭和34年4月12日生まれを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本会議の同意を求めるものでございます。

以上であります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第98号 公の施設における指定管理者の指定についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議案書19ページをご覧ください。

議案第98号 公の施設における指定管理者の指定について、智頭町立富沢コ

コミュニティーセンター。

これは、富沢コミュニティーセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、富沢地区振興協議会を指定管理者と指定することについて、地方自治法第244条6項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称、智頭町立富沢コミュニティーセンター。

2、指定管理者、八頭郡智頭町大字新見371番地1、富沢地区振興協議会会長、河村勝敏。

指定の期間、令和3年10月1日から令和5年3月31日までです。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第22、議案第99号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定についての補足説明を求めます。

酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） それでは、議案書20ページ、議案説明書2ページ上段になります。

議案第99号 智頭町過疎地域持続的発展計画の策定について。

これは、過疎地域自立促進特別措置法の期限切れに伴い、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことにより策定した、智頭町過疎地域持続的発展計画について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第101号 字の区域の変更についての補足説明を求めます。

原田地籍調査課長。

- 地籍調査課長（原田誠之） 議案書 22 ページ、説明資料 2 ページをご覧ください。

議案第 101 号 字の区域の変更についてでございます。

地方自治法第 206 条第 1 項の規定によりまして、平成 30 年 6 月から平成 30 年 10 月に実施いたしました地籍調査事業の大字早瀬地区、計画面積 0.99 平方キロメートルの一筆地調査を実施した成果により、地形の実態に整合するように字の区域の変更を行うものでございます。

なお、字の区域の変更の詳細につきましては、議案書 23 ページから 25 ページに記載してございます。変更の日は、国土調査法の規定による認証の日でございます。

以上です。

- 議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

暫時休憩します。再開は 1 時ちょうどです。

休 憩 午前 11 時 52 分

再 開 午後 1 時 00 分

- 議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 24. 議案第 100 号

- 議長（谷口雅人） 日程第 24、議案第 100 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

なお、この議案については、本日可否の決定を行います。

議案の補足説明を求めます。

酒本企画課長。

- 企画課長（酒本和昌） それでは、議案書 21 ページをご覧ください。

議案第 100 号 工事請負契約の締結について。

これは、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、旧那岐小学校改修工事。工事場所、智頭町大字大背。請負金額、1億9,800万円。契約の相手方、智頭町大字智頭693番地2、有限会社山知建設、代表取締役山本和栄。契約は指名競争入札でございます。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） この工事の期間、いつからいつまでですか、お願いします。

○議長（谷口雅人） 酒本企画課長。

○企画課長（酒本和昌） 議決の日から令和4年3月25日としております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時02分

再 開 午後 1時05分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。

まずは、原案に反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄） 議案第100号 工事請負契約の締結について（先議）。

議案第100号 工事請負契約の締結について（先議）について、反対の立場で討論いたします。

現在の県内におけるコロナウイルス感染症感染拡大の状況で、県外はもとより県内の方々の利用が促進できるのか、計画されている宿泊利用者数が確保できるのか、計画書どおりでできるのか疑問です。国において、県をまたいでの外出の

自粛あるいは不要不急の外出の自粛が求められているこの時期だからこそ、工事開始の延期を検討していただきたいと思います。

再度言います。せめて、コロナウイルス感染症の終息宣言が国・県から出されるまで、工事開始の延期を検討していただきたいと思います。そして、この工事の事業の目的が住民自治、地区住民活動の推進のための事業なら、国や県でさえコロナウイルス感染症の将来の見通しが立たない今、2億円近い巨費を町が使うことが本当に妥当なことでしょうか。理解できませんので、私は本案に反対するものであります。

○議長（谷口雅人） 次に、原案に賛成者の討論を許します。

討論はありませんか。

9番、安道議員。

○9番（安道泰治） 私は、議案第100号に賛成の立場で討論を行います。

平成24年に当時町内6つの地区にあったそれぞれの小学校が、智頭小学校1つに統合され、その後、旧小学校の校舎の活用をどうしていくのか、各地区で様々な取組、協議が進められてまいりました。今回の旧那岐小学校の利活用事業につきましても、地区住民が何度も何度も協議を重ね、知恵を出し合いながら地域の将来を考え、持続可能な地域をつくるための施設として取り組んできた事業です。

また、事業実施後の運営及び経営計画につきましても、若手経営者が自ら資金を出資して那岐の風という法人を立ち上げ、経営に取り組んでいくと聞いております。本町にとっても、この事業を実施することにより、年間4万人の集客をもつタルマーリーや国定公園那岐山の登山者の増加が見込め、アフターコロナ後の観光、経済など様々な効果が期待できると思います。

さらに一番大事なことは、地元住民が旧那岐小学校を地域の拠点施設として地域を活性化させ、住民自治を高めていくことに対し、行政として応援していくことが、私は当然の役割だと考えております。この施設が完成することにより、ますます地域の活性化が進み、住んでよかったと思える智頭町になると確信して、私の賛成討論を終わります。

○議長（谷口雅人） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結し、直ちに採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 7名)

○議長(谷口雅人) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25. 陳情について

○議長(谷口雅人) 日程第25、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情はお手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しますので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、9月10日から9月16日までの7日間を休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口雅人) 異議なしと認めます。

よって、9月10日から9月16日までの7日間を休会としたいと思います。

9月9日は午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。

休会中は委員会等を開き、付託案件の審査等をお願いします。

来る9月17日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時13分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和3年9月8日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岡 田 光 弘

智頭町議会議員 藤 田 浩 祐